

⚡ 活線作業及び活線近接作業の業務を対象 ⚡ 低圧電気取扱者特別教育(2日コース)開催のご案内

主催 名古屋東労働基準協会

労働安全衛生法第59条第3項、同規則36条に基づく、低圧電気取扱い業務に係る特別教育を開催致します。当案内は**低圧の活線作業及び活線近接作業に就かれる方を対象とした2日コースの教育**です。

なお、開閉器の操作業務のみの方は1日コース(実技あり)で業務可能となります。

労働安全衛生規則第三十六条

法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

四 低圧(直流にあっては750V以下、交流にあっては600V以下である電圧をいう。以下同じ)の充電電路(対地電圧が50V以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く)の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路(対地電圧が50V以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。)のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

安全衛生特別教育規定第六条

3 実技教育は、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について7時間以上(開閉器の操作の業務のみを行なう者については1時間以上)行なうものとする。

- 日 時
- ① 2025年 5月 13・14日(火・水) 両日8:30~17:00
 - ② 2025年 7月 2・3日(水・木) 両日8:30~17:00
 - ③ 2025年 10月 21・22日(火・水) 両日8:30~17:00
 - ④ 2025年 12月 23・24日(火・水) 両日8:30~17:00
 - ⑤ 2026年 3月 10・11日(火・水) 両日8:30~17:00

会 場 人材育成センター 日鉄ビジネスサービス東海(株)
東海市東海町 4-70-1 (製鉄公園内 TEL052-603-7073)

受講料 会員 19,800 円 非会員 22,000 円 (テキスト・消費税含)

申込方法 Faxにて名古屋東労働基準協会までお申込みください

ホームページ『名古屋東労働基準協会』からWEB申込みも可能です

名古屋東労働基準協会 TEL052-890-4466 Fax052-890-4477

支払方法 講習開始10営業日前までに現金または銀行振込にてお支払いください

<振込先>

三菱UFJ銀行 堀田支店 普通預金 0656029 名古屋東労働基準協会
振込み手数料はご負担ください。



※ 講習開始7営業日前を過ぎますと、キャンセル・変更・受講料等の返金はできませんので、ご了承ください

受講希望日	年	月	日
会社名	住所 〒		
担当者所属・氏名	Tel	Fax	
	Mail✉		
受講者氏名(フリガナ)	受講者氏名(フリガナ)		
生年月日	年	月	日
生年月日	年	月	日